

2026 年 秋学期入学

言語文化学部・国際社会学部・国際日本学部

研究生〔日本人〕 出願要項

東京外国語大学

本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学正規生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可する。

1. 出願資格

日本国籍を有する者であって、本学大学院博士前期課程の出願資格（詳細は、3ページの「8. 備考」を参照）を有し、特定の専門事項について研究を志願する者。

2. 出願手続

出願書類を一括して所定の期日までに本学入試課に郵送すること。日本国内から郵送する場合は（簡易）書留郵便、日本国外から郵送する場合はEMS・DHL等の、本学までの配達状況が追跡できるものを利用して送付すること。郵送する際、封筒の表に「研究生（日本人）出願書類在中」と朱書きすること。出願書類に不備がある場合は、願書を受理しない。

出願にあたっては、あらかじめ研究指導を受けようとする本学教員に「指導教員」になることについて承諾を得ておくこと。（各教員についての詳細な情報は、本学ホームページ参照）

- ・言語文化学部担当教員：<https://www.tufs.ac.jp/research/researcher/people/index.html?department=lc>
- ・国際社会学部担当教員：<https://www.tufs.ac.jp/research/researcher/people/index.html?department=ia>
- ・国際日本学部担当教員：<https://www.tufs.ac.jp/research/researcher/people/index.html?department=sjs>

〔送付先〕

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1
東京外国語大学学務部入試課入学試験係

(1) 出願期間

2026年8月3日（月）～5日（水）（必着）

出願期間後に到着した書類は、いかなる理由があっても受理しない。

ただし、出願期間後に本学に到着した場合でも2026年8月3日（月）以前の国内発信局消印のある（簡易）書留郵便に限り受け付ける。

(2) 出願書類等

★が付いた書類は、本学ホームページから書式をダウンロードし、A4サイズ（210mm×297mm）両面で印刷したものを使用すること。

★研究生入学志願票	本学所定の用紙を用い、必要事項を記入すること。
検定料 (9,800円)	以下の方法により振り込むこと・ 〔コンビニエンスストアでの振込〕 別紙「2027年度東京外国語大学入学検定料支払方法のご案内」を参照のうえ、振込手続を行うこと。 なお、振り込んだことが分かる証明書を志願票裏面の指定箇所に貼り付けること。
卒業証明書	本学大学院博士前期課程の入学資格を確認するため、大学の卒業証明書等（原本）を提出すること。 ただし、 <u>本学出身者（学部又は大学院）は提出不要。</u>
成績証明書	原則として、最終学歴のもの（原本）を提出すること。 ただし、 <u>本学出身者（学部又は大学院）は提出不要。</u>
英語能力を証明する書類	英語能力が分かる試験（TOEFL、TOEIC等）の結果の写しを提出すること。
過去における研究テーマと今後の研究課題	これまでの研究テーマとその内容（卒業論文等）及び今後の研究課題（目標）を日本語で4,000字（400字詰め原稿用紙10枚）程

	度にまとめて提出すること。
★あて名票	本学所定の用紙に、合格通知書等本学からの通知を確実に受け取れる郵便番号・住所（日本国内に限る）・氏名を記入すること。

- (注1) 受理した出願書類等は、いかなる理由があっても返却しない。
(注2) 官公庁・会社・学校等に在職のまま入学する者は、所属長の発行する入学承諾書（様式任意）を**入学手続時**に提出すること。
(注3) 志願者の出願資格等を確認するために、必要に応じて書類の追加提出を求める場合がある。

(3) 受験票

受験番号は志願票に記載された志願者のメールアドレス宛に通知する。
受験番号は合格発表日までいつでも確認できるようにしておくこと。

3. 選考方法

選考は、面接又は口述試験により行うが、書類選考のみで行うこともある。
面接試験等を実施する場合の時間・場所等は志願者に別途通知する。

4. 合格者発表

2026年9月11日（金） 午前10時 本学ホームページ

合格者には、合格通知書及び入学手続書類を、出願時に提出された「あて名票」の住所に郵送する。

5. 入学手続

合格者は、所定の期日までに入学手続を行うこと。手続の詳細については、合格通知書郵送の際に通知する。

(1) 手続期間

2026年9月18日（金）まで

上記期日までに入学手続を行わない場合は、入学を許可しない。

(2) 納付金

- ・入学金 84,600 円
- ・授業料 6ヶ月分 173,400 円（※6ヶ月分を当初の月に一括納入すること。）

※入学金の納入方法については、合格通知書郵送の際に通知する。

授業料の納入については10月中旬に本学会計課出納係より納付書を送付するので、納入期限内（10月末まで）に支払うこと。納入期限内に支払いの確認がとれない場合は、授業料未納による除籍処分となるので注意すること。

なお、在学中に授業料改定が行われた場合には新授業料を適用する。

6. 研究期間及び修了

- (1) 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、研究期間延長願を提出し、学長の許可を得て通算2年の範囲内で研究期間を延長することができる。期間延長を希望する場合は、終了の1ヶ月前までに教務課で期間延長手続を行うこと。
(2) 研究生は、研究期間終了前1ヶ月以内に、研究報告書を指導教員を通じて学長に提出しなければならない。

7. その他

出願・入学ともに、手続完了後は、いかなる理由があっても検定料その他納入金の払い戻し及び提出書類の返却は行わない。

8. 備考

本学大学院博士前期課程の出願資格は、次のいずれかに該当する者である。
ただし、研究生の募集においては、(8) の出願資格審査は実施しない。

- (1) 大学を卒業した者及び2026年9月に卒業見込みの者（注1）
- (2) 学校教育法第104条の7項の規定により学士の学位を授与された者及び2026年9月に学士の学位を授与される見込みの者（注2）
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2026年9月に修了見込みの者（注3）
- (4) 外国の大学及びその他の外国の学校において（注4）、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位又はそれに相当する学位を授与された者及び2026年9月に授与される見込みの者（注3）
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び、2026年9月に修了見込みの者
- (6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者及び2026年9月に修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（注5）
- (8) 本学大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2026年9月に22歳に達する者（注6）

- （注1） 出願資格の（1）に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。外国の大学の出身者については、出願資格の（3）若しくは（4）に基づき、出願資格を判断することになる。
- （注2） 短期大学又は高等専門学校の専攻科の修了者等で、大学改革支援・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構を含む）から学士の学位を授与された者又は学士の学位を同機構に申請中の者。
- （注3） 出願資格の（3）、（4）には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該課程を修了した場合も含む。
- （注4） その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして、文部科学大臣が別に指定するものに限る。
- （注5） 出願資格の（7）において「文部科学大臣の指定した者」に該当する者は、次に掲げる者等である。
 - （ア）旧大学令等による大学等を卒業（修了）した者及び各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び2026年9月に卒業見込みの者
 - （イ）教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者
 - （ウ）旧国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者
 - （エ）旧国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び3年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者
- （注6） 出願資格の（8）において、個別の出願資格審査の対象となる者は、上記（1）～（7）に該当しない者のうち、主として「短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者などの大学卒業資格を有していない者」である。これにより出願する場合は、事前に出願資格審査が必要となる。

【補 足 説 明】

- ・ 出願資格（１）～（５）に該当する者は、本学においては、学士の学位又はそれに相当する学位を授与された者及び 2026 年 9 月に授与される見込みの者とする。
- ・ 出願資格（３）について、外国において学校教育における 16 年未満の課程（出願資格（４）の課程を除く）を修了した後、16 年を満たす課程に進んだ場合、その課程を修了し、学士の学位又はそれに相当する学位が授与される、もしくは授与される見込みでなければならない。
例）中国の大学の本科を卒業した者は、学士の学位も取得することが必要であり、取得していない場合は出願資格を満たさない。また、専科を卒業した者は、その後本科に編入するなどし、2026 年 9 月に本科を卒業し、学士の学位が授与される場合に、出願資格を満たす。
- ・ 出願資格（３）、（４）において、資格に到達する年数については、教育を受けた年数ではなく、初等・中等・高等教育の「各教育課程の修業年限」で判断する。
- ・ 出願資格（５）「文部科学大臣指定外国大学日本校」は、以下の URL を参照すること。
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/08052204/1417852.htm （文部科学省）
- ・ 出願資格（６）「文部科学大臣指定専修学校専門課程」は、以下の URL を参照すること。
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm （文部科学省）

問い合わせ先

東京外国語大学学務部入試課入学試験係

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

電話 042-330-5179

受付時間 月曜日から金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00

※問い合わせは原則として出願者本人が電話で行うこと。